

ID: 56

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	支給の制限		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市心身障害者福祉手当条例 第9条		
例 規 番 号	平成13年条例第186号		
【根拠条文】 (支給の制限) 第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは手当の全部又は一部を支給しないことができる。 (1) この条例に違反したとき。 (2) その他市長が適当でないと認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日